

那覇市公報

号外第 7 1 4 号その 1
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例(行政経営課)…………… 1530
- 那覇市計量法関係手数料条例(市民生活安全課)…………… 1532
- 那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例
(クリーン推進課)…………… 1535
- 那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(障がい福祉課)…………… 1539
- 那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(障がい福祉課)…………… 1623
- 那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(障がい福祉課)…………… 1654
- 那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(障がい福祉課)…………… 1689
- 那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(障がい福祉課)…………… 1712

条 例

那覇市条例第38号

平成24年12月28日

那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

（個別外部監査契約に基づく監査）

第3条 法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約(以下「個別外部監査契約」という。)に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 市長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 4 市長は、前条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 5 市民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第39号
平成24年12月28日

那覇市計量法関係手数料条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市計量法関係手数料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条及び計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第158条第4項の規定に基づき、特定計量器の定期検査等の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第2条 特定計量器の定期検査等を受けようとする者は、次表に掲げる区分に応じた額の手数料を定期検査等の際に納めなければならない。

手数料の区分	金額
法第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を受けようとする者	別表の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表右欄に掲げる額
法第127条第3項の規定により適正計量管理事業所の指定に係る検査を受けようとする者	1件につき7,400円

（指定定期検査機関が行う定期検査に係る手数料）

第3条 法第20条第1項に規定する指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関に納められた手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

（手数料の不還付）

第4条 既に納めた手数料は、還付しない。

（実費負担）

第5条 法第19条第1項に規定する定期検査について市長が指定する場所以外で検査を依頼する者は、当該検査を行うのに要する那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)の規定により算出した額及び検査用具を運搬するのに要する実費に相当する額を負担しなければならない。

（過料）

第6条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者に

については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

手数料の区分	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,800円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	3,100円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円
(3) 前2号に掲げるものの以外のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	900円
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1,500円
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	2,100円
オ ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,700円
カ ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900円
キ ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,700円

ク ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,000円
ケ ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,100円
コ ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,600円
サ ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	29,800円
シ ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円

備考 この表の第1項の非自動はかりについては、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、手数料の額は、同項各号に掲げる金額の2倍の額とする。

那覇市条例第40号

平成24年12月28日

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第11項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき埋立処分終了の届出を行った那覇市一般廃棄物最終処分場の一部における多目的広場(以下「多目的広場」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可する際の使用料その他管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 多目的広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ちゅらティーダスポーツ広場	南風原町字大名25番地

（多目的広場の構成）

第3条 多目的広場は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 広場
- (2) 駐車場
- (3) その他附帯施設

（使用の許可）

第4条 多目的広場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、多目的広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（行為の禁止）

第5条 前条第1項前段の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び当該許可により多目的広場を使用する者は、多目的広場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 金属製スパイクを使用すること。

- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 多目的広場をその許可を受けた用途以外に使用すること。
- (5) その他多目的広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

（使用許可の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 台風その他の災害により多目的広場の使用に支障があると認められるとき。
- (5) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表により算定した額の使用料を市長が定める日までに支払わなければならない。

2 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち市内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が教育目的で使用する場合又は児童福祉法（昭

和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の児童福祉施設が児童福祉活動の目的で使用する場合

(3) 本市が共催する行事に使用する場合

(4) 市内の公共的団体のうち市長が認めるものが本来の活動目的で使用する場合

(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神科医により知的障害者と認定された者をいう。)が入所し、又は通所している市内の福祉施設等の団体が障害者福祉活動の目的で使用する場合

(6) 市内の老人会その他の団体のうち、その構成員の半数以上が65歳以上であるものが使用する場合

(7) その他市長が特に必要と認める場合

(損害賠償)

第10条 使用者は、多目的広場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 多目的広場を損傷し、汚損し、又は滅失したとき。

(2) 多目的広場を原状に復したとき。

(3) 多目的広場の使用を取りやめるとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項前段の規定による使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

	区 分	
	高校生以下	大学生・一般
1時間当たりの使用料	500円	1,000円

備考 高校生以下の区分は、使用する団体の構成員の半数以上が高校生以下の場合に適用する。

那覇市条例第41号

平成24年12月28日

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針(第6条)

第2節 人員に関する基準(第7条—第9条)

第3節 設備に関する基準(第10条)

第4節 運営に関する基準(第11条—第45条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第46条—第50条)

第3章 療養介護

第1節 基本方針(第51条)

第2節 人員に関する基準(第52条・第53条)

第3節 設備に関する基準(第54条)

第4節 運営に関する基準(第55条—第79条)

第4章 生活介護

第1節 基本方針(第80条)

第2節 人員に関する基準(第81条—第83条)

第3節 設備に関する基準(第84条)

第4節 運営に関する基準(第85条—第96条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第97—第99条)

第5章 短期入所

第1節 基本方針(第100条)

第2節 人員に関する基準(第101条・第102条)

第3節 設備に関する基準(第103条)

第4節 運営に関する基準(第104条—第111条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第112条・第113条)

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針(第114条)

第2節 人員に関する基準(第115条・第116条)

第3節 設備に関する基準(第117条)

第4節 運営に関する基準(第118条—第124条)

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針(第125条)

第2節 人員に関する基準(第126条・第127条)

第3節 設備に関する基準(第128条)

第4節 運営に関する基準(第129条—第142条)

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針(第143条)

第2節 人員に関する基準(第144条・第145条)

第3節 設備に関する基準(第146条)

第4節 運営に関する基準(第147条—第150条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第151条・第152条)

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 基本方針(第153条)

第2節 人員に関する基準(第154条・第155条)

第3節 設備に関する基準(第156条)

第4節 運営に関する基準(第157条—第160条)

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第161条・第162条)

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針(第163条)

第2節 人員に関する基準(第164条—第166条)

第3節 設備に関する基準(第167条・第168条)

第4節 運営に関する基準(第169条—第173条)

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針(第174条)

第2節 人員に関する基準(第175条・第176条)

第3節 設備に関する基準(第177条)

第4節 運営に関する基準(第178条—第186条)

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針(第187条)

第2節 人員に関する基準(第188条)

第3節 設備に関する基準(第189条)

第4節 運営に関する基準(第190条・第191条)

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針(第192条)

第2節 人員に関する基準(第193条・第194条)

第3節 設備に関する基準(第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条—第198条)

第14章 多機能型に関する特例(第199条・第200条)

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第201条・第202条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申請者の資格並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児をいう。
- (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (3) 支給決定障害者等 法第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サ

ービス事業者をいう。

- (8) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (9) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (10) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- (13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障がい者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

- (14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- (15) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- (16) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第163条に規定する指定就労移行支援の事業、第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業及び指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章から第4章まで及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(障害福祉サービス事業の申請者の資格)

第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に

係る指定の申請に当たっては、この限りではない。

（解釈及び運用）

第5条 この条例の規定は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第6条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの

でなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第9条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第10条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第33条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第13条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第17条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその

家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第22条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第23条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場

合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第24条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第25条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第26条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を

営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第27条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（居宅介護計画の作成）

第28条 サービス提供責任者（第7条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第29条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第30条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第32条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第28条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第37条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1） 事業の目的及び運営の方針

（2） 従業者の職種、員数及び職務の内容

（3） 営業日及び営業時間

（4） 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

（5） 通常の事業の実施地域

（6） 緊急時等における対応方法

（7） 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

（8） 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第34条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第35条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第36条 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第37条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第38条 指定居宅介護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族

の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用する者に対して、その障がいの特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

（利益供与等の禁止）

第40条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第41条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 6 指定居宅介護事業者は、市長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。
（事故発生時の対応）

第42条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、第1項の事故のうち指定居宅介護事業者が賠償すべき損害については、速やかに、その損害を賠償しなければならない。
（会計の区分）

第43条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
（記録の整備）

第44条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

- 2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第2項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第46条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる

者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

- 2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第47条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第48条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第49条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該居宅介護が第46条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第1項において準用する第28条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと

認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第50条 第6条第1項及び前節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。

この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで並びに前節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第2項において準用する第37条」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第51条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害

者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第52条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
 - (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）
指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
 - (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が60人以下 1人以上
 - イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第1号及び第2号に掲げる者を除

く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項第3号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第54条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第54条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例(第54条第3項において「沖縄県入所施設基準条例」という。)に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第53条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第54条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなけれ

ばならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県入所施設基準条例に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第55条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第57条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。
- 3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第58条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第59条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第57条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に

対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第60条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第61条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療

養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第62条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第63条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境

等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第64条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第65条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第66条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第67条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第68条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第69条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) サービス利用に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第71条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の

従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第72条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第73条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、常に事業所と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第74条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第76条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第77条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第78条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第61条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第56条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 第68条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第76条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第80条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第81条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、及び第9章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
（従たる事業所を設置する場合における特例）

第82条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第83条 第53条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第84条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第85条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付し

なければならない。

- 6 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（介護）

第86条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第87条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第88条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第89条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第90条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

（2） 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（運営規程）

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第95条において「運営規程」という。）

を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(協力医療機関)

第94条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めておかなければならない。
(掲示)

第95条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(準用)

第96条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで及び第76条から第78条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第97条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年那覇市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。

以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第83条第1項に規定する居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模

- 多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者の数の合計数の上限をいう。
以下この条において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第99条 第85条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第100条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第101条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第125条に規定する指定共同生活介護、第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第192条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされ

る数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6人又はその端数を増すごとに1人を

加えて得た数以上

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第125条に規定する指定共同生活介護、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第174条に規定する指定就労継続支援A型、第187条に規定する指定就労継続支援B型、第192条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 当該日の利用者の数が6人以下 1人以上

(イ) 当該日の利用者の数が7人以上 1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(ア)又は(イ)に掲げる数

(準用)

第102条 第8条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第103条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第104条 指定短期入所の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所事業者」という。)は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第105条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第106条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、

支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第107条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第108条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

らない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体^しの状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第101条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所^しにあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用

者の数

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居(法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第111条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第63条、第69条、第71条、第73条、第76条、第77条、第90条及び第93条から第95条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第109条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第106条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第106条第2項」と、第95条中「前条」とあるのは「第111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該

指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準
該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。

以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの
範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス
基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同
じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス
の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね
7.43平方メートル以上であること。

- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供す
るため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けて
いること。

(準用)

第113条 第106条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について
準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第114条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において
「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者で
あって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生
活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環
境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切
かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重
度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業
者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第
193条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。)
又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（準用）

第116条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第117条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第118条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

第119条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第120条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年那覇市条例第

号)又は那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
年那覇市条例第 号)に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第121条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第122条 サービス提供責任者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担

当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

（運営規程）

第123条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

（準用）

第124条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36条から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第123条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第124条において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第125条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第126条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30人以下 1人以上
 - イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第127条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第128条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第129条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第130条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第131条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定

障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第132条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介

護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第133条 指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画(以下「共同生活介護計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第134条 サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者

が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第135条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第136条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第137条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及

びその額

- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第139条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第140条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第141条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

第142条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第137条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第142条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第142条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第142条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第143条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓

練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第144条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1人以上とする。

エ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1人以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場

合は、推定数による。

- 4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第1号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第145条 第53条及び第82条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第146条 第84条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1） 食事の提供に要する費用

（2） 日用品費

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便

宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第148条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第149条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで及び第89条から第95条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第151条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して

得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第152条 第147条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針

第153条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第154条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1人以上
- (3) サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が60人以下 1人以上
- イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1人以上とする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)（以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項(第2項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第155条 第53条及び第82条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第156条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第157条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第158条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第159条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第61条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

(2) 第157条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(3) 次条において準用する第91条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第132条、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中

「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第132条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第161条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第162条 第147条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第163条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第164条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1人以上とする。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその

端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第165条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第166条 第53条及び第82条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第82条の規定は、適用しない。

第3節 設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第167条 次条において準用する第84条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）

第168条 第84条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実習の実施）

第169条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第173条において準用する第61条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第170条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第171条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第172条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数そ

の他の就職に関する状況を、本市に報告しなければならない。

（準用）

第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第132条、第147条及び第148条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第132条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第174条 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する

者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第175条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに1人以上とする。

（2） サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第176条 第53条及び第82条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第177条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第178条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第179条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(多機能型により第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第180条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第181条 指定就労継続支援A型事業者は、第179条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第179条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第186条において準用する第61条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第185条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第186条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第172条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第186条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第

186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第186条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第186条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第187条 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（準用）

第188条 第53条、第82条及び第175条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第189条 第177条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（工賃の支払等）

- 第190条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しなければならない。

（準用）

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針

第192条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ

ている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第193条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

（2）サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第194条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第195条 第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（家事等）

第196条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

（勤務体制の確保等）

第197条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第198条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第198条において準用する第137条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条において準用する第131条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条において準用する第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第198条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第198条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第198条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第198条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第198条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第198条」と、第

134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

第14章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第199条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例に規定する指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第6項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（設備の特例）

第200条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第201条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第126条第1項第1号及び第3号並びに第193条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- （1） 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上
- （2） サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数の合計が30人以下 1人以上
 - イ 利用者の数の合計が31人以上 1人に、利用者の数の合計が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第202条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条（第195条において準用する場合を含む。）及び第140条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に存する指定障害者福祉サービスの事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、非常災害対策及び苦情解決については、この条例の定めるところによる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第3条 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

3 前2項の場合において、第126条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（付則第3条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

那覇市条例第42号

平成24年12月28日

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準(第6条—第9条)

第2節 設備に関する基準(第10条・第11条)

第3節 運営に関する基準(第12条—第62条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の申請者の資格並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障がい者をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障がい者をいう。
- (5) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (6) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (7) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

をいう。

(9) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

(10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

(11) 指定障害者支援施設等 法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。

(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

(13) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

(14) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。

(15) 常勤換算方法 指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(16) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第3条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。))を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な

評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定障害者支援施設等の申請者の資格）

第4条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

（解釈及び運用）

第5条 この条例の規定は、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第6条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（ア） 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

（イ） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

- (i) 平均障害程度区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を6で除した数
- (ii) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- (iii) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
- (b) (a)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- b 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。
- c 理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- d 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。
- (ウ) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数
 - a 利用者の数が60人以下 1人以上
 - b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (2) 自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合
 - ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のと

おりとする。

（ア） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 看護職員の数は、1人以上とする。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1人以上とする。

d 生活支援員の数は、1人以上とする。

（イ） サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア（ア）の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア（ア）の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア（ア）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

カ ア（イ）のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（3） 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（ア） 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上とする。

ウ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)又はイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1人以上とする。

c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

- b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設(以下「認定指定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1人以上とする。
- c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

- a 利用者の数が60人以下 1人以上
- b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1人以上とする。

c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に

当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第7条 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第11条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第11条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。第11条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例（以下「沖縄県入所施設基準条例」という。）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第8条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第6条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ並びに第4号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第6条第1項第1号ア（ウ）及びオ、第2号ア（イ）及びカ、第3号ア（イ）及びオ、第4号ア（ウ）、イ（イ）及びオ並びに第5号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（1） 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

（2） 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40

人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

（設備）

第10条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

- ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（設備に関する特例）

第11条 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県入所施設基準条例に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第47条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第13条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第14条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第15条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第16条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活

訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 年那覇市条例第 号）第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）又は指定就労継続支援B型事業者（同条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第17条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第18条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第19条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第20条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第21条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第23条 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害

者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第24条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1）生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（2）自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用の

うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設等は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第25条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けた

ときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第26条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、第24条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第27条 指定障害者支援施設等は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しな

なければならない。

- 2 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第28条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第29条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

第30条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環

境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第31条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第32条 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生

活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第33条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第34条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しなければならない。

（実習の実施）

第35条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第36条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第37条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続

しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第38条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しなければならない。

（食事）

第39条 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がい^しの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第40条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と

その家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第41条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第42条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第43条 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第44条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第45条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理等）

第46条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第47条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第53条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法

- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第48条 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定障害者支援施設等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第49条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第50条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第51条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第52条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定障害者支援施設等との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害者支援施設等との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第53条 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第54条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第55条 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第56条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用する者に対して、その障がいの特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

（利益供与等の禁止）

第57条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第58条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 6 指定障害者支援施設等は、市長からの求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第59条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第60条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、第1項の事故のうち指定障害者支援施設等が賠償すべき損害については、速やかに、その損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

第61条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第62条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 第45条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第54条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第58条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第60条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する指定障害者支援施設等に係る人員、設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、非常災害対策、情報の提供等及び苦情解決については、この条例で定めるところとする。

那覇市条例第43号

平成24年12月28日

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 療養介護(第5条—第33条)
- 第3章 生活介護(第34条—第51条)
- 第4章 自立訓練(機能訓練)(第52条—第56条)
- 第5章 自立訓練(生活訓練)(第57条—第61条)
- 第6章 就労移行支援(第62条—第70条)
- 第7章 就労継続支援A型(第71条—第85条)
- 第8章 就労継続支援B型(第86条—第88条)
- 第9章 多機能型に関する特例(第89条—第91条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障がい者をいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継

続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(解釈及び運用)

第4条 この条例の規定は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 療養介護

(基本方針)

第5条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況

及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第6条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第7条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

第8条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （3） 利用定員
- （4） 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （5） サービス利用に当たっての留意事項
- （6） 緊急時等における対応方法
- （7） 非常災害対策
- （8） 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- （9） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （10） その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第9条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 3 療養介護事業者は、常に事業所と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 療養介護事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第10条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第29条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第11条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第12条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第13条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が60人以下 1人以上
- イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。（心身の状況等の把握）

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第15条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第16条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（療養介護の取扱方針）

第17条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第18条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担

当させるものとする。

- 2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより

行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第19条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第20条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第21条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第23条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第24条 職員は、現に療養介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第25条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第26条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第27条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第28条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第29条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第30条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情解決）

第31条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 療養介護事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市

に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第32条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第33条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、第1項の事故のうち療養介護事業者が賠償すべき損害については、速やかに、その損害を賠償しなければならない。

第3章 生活介護

（基本方針）

第34条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第35条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第36条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第37条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項
- (規模)

第38条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第39条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼

用することができる。

- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第40条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1人

（2） 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

（3） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる人数とする。

（ア） 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

（イ） 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

（ウ） 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

（4） サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場

合は、推定数による。

- 3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第3号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)

第41条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第42条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申

込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第43条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第44条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第45条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃

として支払わなければならない。

（食事）

第46条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がい^しの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第47条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第48条 職員は、現に生活介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第49条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第50条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

（準用）

第51条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第51条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第51条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第53条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1人

（2） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上とする。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上とする。

- (3) サービス管理責任者 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が60人以下 1人以上
- イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 自立訓練(機能訓練)事業者が、自立訓練(機能訓練)事業所における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)、第2項及び前項に規定する自立訓練(機能訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- (訓練)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することに

より、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練(機能訓練)事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。
(地域生活への移行のための支援)

第55条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第64条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第56条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第46条から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第56条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第56条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第56条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第56条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練(生活訓練)

(基本方針)

第57条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を

営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第58条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第59条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。

イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の配置の基準)

第60条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - (2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
ア イに掲げる利用者以外の利用者
イ 宿泊型自立訓練の利用者
 - (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1人以上
 - (4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 利用者の数が60人以下 1人以上
イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1人以上とする。
 - 3 自立訓練(生活訓練)事業者が、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)（以下この項において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
 - 4 第1項(第2項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)及び第2項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、

自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第61条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第46条から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第62条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第63条 第70条において準用する第39条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生

省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所(以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。)の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(職員の配置の基準)

第64条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1人以上とする。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事

することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第65条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

（実習の実施）

第66条 就労移行支援事業者は、利用者が第70条において準用する第18条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第67条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第68条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第69条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しなければならない。

（準用）

第70条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第70条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第70条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第70条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第70条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第71条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第72条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者若しくは、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第73条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者が第78条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9人を超えてはならない。

（設備の基準）

第74条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項の訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(職員の配置の基準)

第75条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1人以上とする。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第76条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（実施主体）

第77条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労）

第79条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第80条 就労継続支援A型事業者は、第78条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、第78条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第81条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第85条において準用する第18条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第82条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第84条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分

に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第85条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第85条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第85条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第85条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第85条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第86条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第87条 就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額

（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しなければならない。

（準用）

第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第88条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第88条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第88条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第89条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多

機能型による児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例で定める指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 6人以上
 - (2) 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。
 - (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第38条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第38条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- (職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべ

き職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び第7項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（設備の特例）

第91条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する障害福祉サービス事業に係る設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、非常災害対策及び苦情解決については、この条例の定めるところによる。

那覇市条例第44号

平成24年12月28日

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第5条―第46条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障がい者をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (3) 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (4) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（解釈及び運用）

第4条 この条例の規定は、障害者支援施設の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

（構造設備）

第5条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（施設長の資格要件）

第6条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第7条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 障害者支援施設は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に事業所と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓

練を行わなければならない。

- 5 障害者支援施設は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第9条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第20条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第42条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 第44条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第46条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第10条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）

20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

- (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供

する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、12人以上)でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上)

(設備の基準)

第11条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備える

こと。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

- 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設(以下「認定障害者支援施設」という。)が就労移行支援を行う場合は、前項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

- 4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1人

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（ア） 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

（イ） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を6で除した数

(ii) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(iii) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。

（ウ） サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 看護職員の数は、1人以上とする。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1人以上とする。

d 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

カ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 自立訓練(生活訓練)を行う場合

ア 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上とする。

ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)及びイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1人以上とする。

c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1人以上とする。

c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10

で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1人以上とする。

c 生活支援員の数は、1人以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。

a 利用者の数が60人以下 1人以上

b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

3 第1項に規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若

しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第14条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものと

しなければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第17条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第18条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上さ

せるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第19条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第20条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害

福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第21条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業

を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第22条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第23条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援

施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第24条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第25条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第26条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利

用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。

- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しなければならない。

（実習の実施）

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第34条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第30条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しなければならない。

（食事）

第31条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第32条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等

について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第33条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第34条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第35条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第36条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者

に取得させること。

（施設長の責務）

第37条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第38条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第39条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第40条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第41条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間

で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第42条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第43条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第44条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 障害者支援施設は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第45条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第46条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、第1項の事故のうち障害者支援施設が賠償すべき損害については、速やかに、その損害を賠償しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する障害者支援施設に係る設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、非常災害対策及び苦情解決については、この条例の定めるところによる。

那覇市条例第45号

平成24年12月28日

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、法第5条第26項に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 センターは、利用者（センターを利用する障がい者及び障がい児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 センターは、利用者又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営規程）

第3条 センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1）施設の目的及び運営の方針
- （2）職員の職種、員数及び職務の内容
- （3）利用定員
- （4）利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第4条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 センターは、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 センターは、常に事業所と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 センターは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第5条 センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第6条 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第7条 センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第8条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

(2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第9条 センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1人

(2) 指導員 2人以上

2 施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第10条 センターは、センターにおける主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第11条 センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（生産活動）

第12条 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

（工賃の支払）

第13条 センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（定員の遵守）

第14条 センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第15条 センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第16条 センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第17条 センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 センターは、その提供したサービスに関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 センターは、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第18条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（解釈及び運用）

第19条 この条例の規定は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

